復興支援ガイドブック(概要版)

8月の大雨により被害に遭われた皆さまに、心よりお見舞い申し上げます。武雄市では、災害に伴う様々な被害に対し、全力を挙げ早期の復旧に 努めているところです。一日も早く、皆さまが元の生活を取り戻せるよう取り組みを行いますので、ご支援とご協力をお願いします。

「復興支援室」にご相談ください

- 被災者総合相談窓口 《会場》市役所 1階ホール ~復興に関する受付・相談について窓口を一本化~
- 《雷話》0954-27-8030 ~被災された方専用の電話窓口を-◎ 災害相談専門ダイヤル

電話・窓口ともに 月曜~金曜 8:30~17:15 (土日祝日はお休み) 【受付時間】

- ※ 「被災者総合相談窓口」および「災害相談専門ダイヤル」は令和3年12月24日(金)17:15で終了します。
- ※ 当面の間、担当各課窓口での各種相談および受付は行ないますが、申請期限がせまっているものもありますので、お早目の手続きを お願いいたします。
- ◆ 復興支援ガイドブック ~災害に対する支援・申請方法などをまとめた一冊~

被災された皆さまへの支援メニュー ※申請書などは、ホームページよりダウンロードできます。

水に強い 住まいづくり 支援 事業 (住宅移転)

住宅に床上浸水の被害を受けた方が、洪水浸水想定区域及び土砂災害特別警戒区域(以下、浸水等危険区域と いう。)以外の区域に住宅を建設又は購入し移住された場合、その移転費の一部を補助します。

- 対 象 者 次のすべてに該当する方
 - 〇令和元年8月28日以降に床上浸水の被害が受けた住宅(以下、被災住宅という)の所有者 で、かつ現に居住されている方(1戸建ての住宅に限る)
 - ○浸水等危険区域以外の場所(区域内であっても盛土等により洪水浸水想定深に応じた対策 を講じた土地・建物を含む)に住宅を建設又は購入し、当該住宅に居住する世帯員全員が 移住する方(市内に限る)
 - ○被災住宅を解体、売却、貸与又は適切な管理を行う方

<問合せ>

〈問合せ〉

建築住宅課

建築住宅課 TEL: 0954-23-9221 ■ 対象事業 ①住宅の移転 ②被災住宅の除却 詳しくはお問い合わせください。

■ 補 助 金 額 上限250万円(住宅の移転 上限150万円。被災住宅の解体 上限100万円。) 移転又は除却に必要な経費の2分の1以内(1,000円未満切り捨て)

水に強い 住まいづくり 支援事業 (住宅改修)

浸水による住まいの被害を防止・軽減するため、住宅のかさ上げ工事や浸水対策工事等を行う方に、その工事費の -部を補助します。

■対象 者 次のすべてに該当する方

〇令和元年8月28日以降に床上浸水が発生した区域に居住する方

○自ら居住する住宅に対象工事を行う方(現に居住する住宅の敷地内の工事に限る)

- 対象住宅 一戸建ての専用住宅又は店舗併用住宅(住宅部分の床面積が2分の1以上のものに限る)
- 対象工事 詳しくはお問い合わせください。
- 補 助 金 額 上限100万円 対象工事に必要な経費の2分の1以内(1,000円未満切り捨て)

被災住宅の 応急修理制度

TEL: 0954-23-9221

住宅が準半壊以上の被害認定を受け、自ら修理する資力の無い世帯に対し、災害救助法に基づく応急修理を実施 します。制度の対象となる修理費用を限度額内で、武雄市が事業者に支払います。

注意点

※既に施工業者へ修理代金を支払っている場合は、本制度の対象になりません。 ※破損個所毎の施工前・施工中・施工後の写真が必要です。

申込期限 1 2 月 2 4 日まで

■ 対象世帯 ○応急修理を行う住宅に居住する世帯

○り災証明書における準半壊以上の住家被害を受け、自らの資力では応急 修理をすることができない方(※大規模半壊世帯は資力要件無)

〈問合せ〉 建築住宅課

TEL: 0954-23-9221

■ 修理の対象 詳しくはお問い合わせください。

■ 修理限度額 【半壊以上】 595,000円

【準半壊】 300, 000円

被災者生活 再建支援金

生活基盤に著しい被害を受けた世帯に対して生活再建のための支援金が支給されます。

■対 〇住宅が『全壊』、『大規模半壊』した世帯

〇住宅が『半壊、中・大規模半壊で解体』した世帯

○住宅が『中規模半壊し、新たに建設・購入、補修または賃借』した世帯

〈問合せ・受付〉 福祉課

TEL: 0954-23-9235

給額

申請に必要なもの

| 支援メニュー | | | 支援内容 | 問合せ窓口 | 受付 |
|------------------------|---|--|---|---|-------------------------|
| り災証明書・被災届出証明書 の申請受付 | | | 住家の被害の程度を証明する「り災証明書」と簡易的に証明する「被災届出証明書」 の申請を受け付けています。り災証明発行のための現地確認等を正確に行うため にも、早めの申請をお願いします。 | 税務課 0954-23-9220 | 12/24(金) 受付終了 |
| ①経済支援 | 1 | り災者見舞金 | 武雄市に住所を有する方で災害により住宅が全半壊、住宅が床上又は床下浸水した被災者に対して支給します。 | - 福祉課 0954-23-9235 - | 受付中 |
| | 2 | 災害義援金 | 全国の皆様から寄せられた義援金を、佐賀県及び武雄市の災害義援金配分委 員会において決定した基準により配分します。 | | 受付中 |
| | 3 | 災害障害見舞金 | 災害により負傷し又は疫病にかかり、それが治った時に精神又は身体に重度 の障害を受けられた方に支給します。 | | 受付中 |
| ②住宅支援 | 1 | 災害復興住宅融資 | 住宅が「全壊」、「大規模半壊」、「中規模半壊」、「半壊」した旨の「り災証明書」を交付された方で解体等を行う方は、住宅の建設・購入をする場合において、住宅金融支援機構より低利な資金融資を受けることができます。なお、補修する場合は、「一部損壊」から利用ができます。 | 住宅金融支援機構 0120-086-353 048-615-0420 | 受付中 |
| | 2 | 母子父子寡婦福祉資金 貸付(住宅資金) | 災害により、被災した母子家庭、父子家庭並びに寡婦を対象に住宅資金の貸付を行います。 | 福祉課 0954-23-9216 | 受付中 |
| ③生活支援 | 1 | 水道料金・下水道使用 料の免除 | 浸水等被災した家屋(住宅、住宅兼店舗)を対象に、水道料金・下水道使用料を 最大3カ月分免除します。また、建物が浸水等被災された事業所については、 水道料金・下水道使用料の基本料金を含む10㎡分を上限として、2か月分減 額します。 ※ 対象の被災家屋について、水道料金・下水道使用料の10月請求があった場合は 免除されておりませんので、佐賀西部広域水道企業団へご連絡下さい。 | 佐賀西部広域水道企業団 0954-22-2874 下水道課 0954-23-9118 | 申請不要 |
| ④医療·福祉 | 1 | 医療機関での一部負担 金の免除(国民健康保 険) | 武雄市の国民健康保険に加入されている方で、災害により家屋、家財又はその他の財産に著しい損害を受けた方は、医療機関等での窓口負担が軽減される場合があります。 | 健康課 0954-23-9135 | 令和4年 3/31(木) 受付終了 |
| | 2 | 医療機関での一部負担 金の免除(後期高齢者 医療保険) | 武雄市にお住いの後期高齢者医療保険に加入されている方で、災害により家屋、家財又はその他の財産に著しい損害を受けた方は、医療機関等での窓口負担が軽減される場合があります。 | 健康課 0954-23-9135 後期高齢者医療広域連合 0952-64-8476 | 令和4年 3/31(木) 受付終了 |
| | 3 | 障がい福祉サービス等 の利用料の減免 | 災害により、住宅に著しい被害を受けた場合や収入の減少等により、障がい福祉サービス等の利用料を負担することが困難な方について減免できる場合があります。 | 福祉課 0954-23-9235 | 受付中 |
| ⑤行政機関の税・料金等の減免・猶予等特例措置 | 1 | 各種税(個人住民税、 固定資産税、国民健康 保険税)の減免 | 災害により、住宅等に著しい損害を受けたときに、減免できる場合があります。 なお、被害程度の他に条件がございます。対象と見込まれる方には、り災証明 書とあわせて減免申請書を送付します。 | 税務課 0954-23-9220 | 令和4年 3/31(木) 受付終了 |
| | 2 | 保育料の減免 | 災害により、保護者が居住する家屋に損害を受けた場合、保育料を減免できる 場合があります。 | こども未来課 0954-23-9215 | 令和4年 3/31(木) 受付終了 |
| | 3 | 放課後児童クラブ利用 料の減免 | 災害により、保護者が居住する家屋に損害を受けた場合、放課後児童クラブ利 用料を減免できる場合があります。 | | |
| | 4 | 介護保険料・利用者負 担額の減免 | 災害により、家屋、家財又はその他の財産に著しい損害を受けたことにより、保 険料等を納付することが困難な方について、減免できる場合があります。 | 介護保険事務所 (業務係) 0954-69-8223 (給付係) 0954-69-8221 健康課 0954-23-9135 | 令和4年 3/31(木) 受付終了 |
| | 5 | 後期高齢者医療保険料 減免 | 災害により、家屋、家財又はその他の財産に著しい損害を受けた方は、後期高齢者医療保険料の減免を受けることができる場合があります。(所得の制限あり) | 健康課 0954-23-9135 後期高齢者医療広域連合 0952-64-8476 | 令和4年 3/31(木) 受付終了 |
| | 6 | 国民年金保険料の免除 | 災害により、家屋、家財又はその他の財産に著しい損害を受けた方は、ご本人からの申請に基づき、国民年金保険料の免除を受けることができる場合があります。 | 健康課 0954-23-9135 武雄年金事務所 0954-23-0121 | 受付中 |
| | 7 | 住民票の写し等各種証 明交付手数料及び印鑑 登録証等の再交付手数 料の免除 | 被災を原因として行う各種手続き等に必要な住民票の写し等の各種証明書の 交付手数料及びマイナンバーカードと印鑑登録証の再交付手数料を免除しま す。 | 市民課 0954-23-9225 | 令和4年 3/31(木) 申請終了 |
| | 8 | 国税の特別措置 | 災害により、住宅や家財などに損害を受けた場合は、確定申告を行うことで所得税法の雑損控除又は災害減免法の適用を受けられる場合があります。 また、財産に相当の損失を受けたときは、所轄税務署長に申請をすることによって納税の猶予を受けられる場合があります。 | 武雄税務署 0954-23-2127 | 準備中 |

[※] 各種申請手続きには、「り災証明書」以外の提出物が必要となる場合がありますので、ご来場前に必ず確認をお願いいたします。 詳しくは「復興支援ガイドブック(詳細版)」をご覧いただくか、お電話にてお問い合わせください。